

協議第 1 3 6 号

平成 1 7 年 9 月 3 0 日 確認

福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について（その 3）

福祉保健部会（その 3）の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整提案項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
8 福祉保健部会	4 障害福祉分科会	41	重度心身障害者タクシー料金助成事業
		44	身体障害者自動車燃料費助成事業
		45	人工透析患者通院手当

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	障害福祉	備考
区分	統一時期	調整結果		備考
41 重度心身障害者タクシー料金助成事業 44 身体障害者自動車燃料費助成事業 45 人工透析患者通院手当	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <p>・新市においては、重度心身障害者タクシー料金助成、身体障害者自動車燃料費助成事業及び人工透析患者通院手当とを合わせ、対象者にタクシー料金助成、自動車燃料費助成のいずれかを選択できることとする新たな一つの制度を制定する方向で調整する。</p> <p>なお、支給要件、金額等については合併までに調整を図っていく。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 身体障害者等交通支援サービス事業として、身体障害者等に対し通院・通学等に要する費用の一部を助成することにより、身体障害者等の生活の安定、福祉の増進を図る。</p> <p>2 基本条件 新市内に住所を有し、通院通学等のため、タクシー、自家用車、公共交通機関を月1回以上利用している者で、本人所得税非課税の者とする。ただし、障害児については、保護者が所得税非課税の者とする。なお、特殊教育就学奨励制度を受けている者には適用しない。</p> <p>3 助成対象者 以下に該当する者 (1) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級及び2級に該当する者 (2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所等の判定した最重度、重度に該当する者 (3) 精神保健福祉法第45条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する1級及び2級に該当する者</p> <p>4 助成額 (1) 月1回の場合 1,000円/月 (2) 月2回の場合 2,000円/月 (3) 月3回の場合 3,000円/月 (4) 月4回以上の場合 4,000円/月</p>		